

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第7号)

平成22年12月17日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	21番	矢 野 清 實 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 兼医療健康課長	原 田 昇 君	経済建設部次長 兼都市計画課長	鈴木重利君
経済建設部次長 兼環境課長	加 藤 慎 君	総務防災課長	神 谷 元 弘 君
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	福 井 康 夫 君

5. 議事日程

- (1 請求代表者の意見陳述・議案質疑・議員定数特別委員会設置・委員会付託
)
- 議案第 72 号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- (2 諸報告
)
- (3 委員長報告・同質疑・討論・採決
)
- 議案第 65 号 豊明市交通安全条例の一部改正について
- 議案第 66 号 尾張東部地区広域行政圏協議会の廃止について
- 議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第 68 号 平成 22 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
について
- 議案第 69 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)に
ついて
- 議案第 70 号 平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算
(第1号)について
- 議案第 71 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)につ
いて
- (4 委員長報告・同質疑・討論・採決
)
- 請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願
- 請願第2号 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願
- (5 議員提出議案第6 豊明市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正につい
) 号 て
- (6 意見書案第7号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する意見
) 書
- 意見書案第8号 地方経済の活性化策を求める意見書
- 意見書案第9号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

意見書案第 10 号 地方議会議員年金制度見直しに伴う一方的な地方負担に反対
する意見書

6. 本日の会議に付した案件

- (1 請求代表者の意見陳述・議案質疑・議員定数特別委員会設置・委員会付託
)

議案第 72 号

- (2 議員定数特別委員会の委員の選任
)

- (3 諸報告
)

- (4 委員長報告・同質疑・討論・採決
)

議案第 65 号から議案第 71 号まで

- (5 委員長報告・同質疑・討論・採決
)

請願第 1 号及び請願第 2 号

- (6 議員提出議案第 6 号
)

- (7 意見書案第 7 号から意見書案第 10 号まで
)

- (8 選任第 3 号 議会運営委員会の補欠委員の選任について
)

午前 10 時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の
会議を開きます。

あらかじめ傍聴の皆さんにお願いを申し上げます。

議場内での写真撮影や議案に対する賛否の表明はできませんので、ご留意を願いま
す。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

石橋敏明議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(石橋敏明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

去る12月14日、本会議終了後に委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、本日、請求代表者の意見陳述、議案質疑を行った後に、議案第72号につきましては、特別委員会を設置し付託することといたしました。

また、お手元に配付されておりますとおり、議員より議員提出議案第6号の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、提案説明・質疑を行った後に、委員会付託を省略して、本日直ちに討論・採決を行うことといたしました。

さらに、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第7号から意見書案第10号までの4件の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、請求代表者の意見陳述・議案質疑・議員定数特別委員会設置・委員会付託に入ります。

議案第72号を議題といたします。

地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者の意見陳述を行います。

意見陳述者に入場していただきます。

(意見陳述者入場)

No.5 ○議長(矢野清實議員)

請求代表者は3名ですが、そのうち青木佐介さん、杉山昭宣さんの2名より意見を述べる旨の申し出を受けています。

意見陳述者の方に申し上げます。意見陳述の時間は1名につき15分以内となっております。順次、指名をしますので、意見陳述をしてください。

初めに、青木佐介さん。

No.6 ○請求代表者(青木佐介君)

請求代表者の青木佐介と申します。

皆さんおはようございます。

まず冒頭に、議会運営委員会の皆さんにお聞きします。

今回の陳述が、なぜ1人15分になったんですか。こんな奥の末席で、そこに中央の立派な壇上があるじゃないですか。なぜ、私たちがここでやらなければいけないんですか。

しかも、裏口から入ってきました。私たちは御用聞きじゃない。署名6,436名の陳述の代表者なんです。これでいいんですか。

(そうだの声あり)(拍手)

No.7 ○請求代表者(青木佐介君)

私たちは、署名していただいた市民の方々の意見や要望をできるだけ詳しく代弁しようと、1人30分、2人で1時間という時間を、前から言っていたじゃないですか。

今回の署名活動に関するアンケートを急遽、受任者にお願ひし、その貴重な生の意見をこの議会の皆さんに報告しようと思っていました。

活動期間1カ月、直接面談、捺印等々の多くの制限の中で規定数の6倍、6,436名の多くの署名をもらいました。

それにもかかわらず、民意を十分伝えるだけの陳述の時間ももらえず、このように軽々しく扱われていいのでしょうか。都合の悪いことは聞きたくないという、市民をないがしろにしたこの体質こそ、私たちが豊明市議会の改革を切に望む、そのものなのです。

皆さんどう思いますか。(拍手)

No.8 ○議長(矢野清實議員)

静粛に願ひます。

No.9 ○請求代表者(青木佐介君)

時間がないので、次に移ります。

私たちの主張を3項目にまとめました。

私たちの主張その1。豊明市は、財政が近隣市に比べて落ち込んでいる中、議員数が多過ぎる。

初めに財政について、生活環境が近い身近な近隣市と比較してみました。このグラフは、人口1人に対しての豊明市の財政状況と、人口1万人当たりの議員をあらわしたものです。収入が少ない順に、右から並べてみました。このグラフをよく見てください。

赤が税収です。豊明市は一番少ない、一番向こうです。ワースト1です。次に知立市、日進市、知多市、大府市、刈谷市、みよし市、この順番ですよ。

次に借金です。真ん中の黒いほうです。これが借金です。これも見たとおり、豊明が一番です。ワースト1です。

次に預金です。預金は、これの上に乗っているこの緑ですね。豊明を見てください。ほんのちょっと乗っているだけです。預金はほとんど底をついています。財政は、どれをとってもナンバー1です。ワースト1です。

上の三角印が議員です。議員数も、上のほうにあります。ワースト1クラスです。今回4人削減しても、下の段にありますけど、刈谷市や大府市、知多市よりも多いんです。

財政の悪化する中、どの市町も削減に、議員みずから身を削ってきました。

最近の近隣では、長久手町、この12月に審議中です。瀬戸市も、12月議会で2名削減を決定しました。

近年、愛知県下の6割の市が議員削減を実施しているのです。議員の皆さん、あなたたちが今、この議会本会議場にどっかと座ってられるのはなぜでしょうか。3年前に、この豊明をよくしよう、この人に託そうと、1票を投じてくれた市民の皆さんがいたからじゃないですか。

ところが3年たって今、その多くの人たちが、財政的に改善の見込みはない、議員は多過ぎる、減らすべきだと言っているんです。

議員削減の署名をお願いした際、おおむね95%の市民が、削減を望んでいることが、アンケート結果からわかります。

また、議員の定数については、実に94%の人が、少なくとも4人は削減という結果が出ています。これが民意なんです。

豊明市の議員の皆さん、次はあなたたちが身を削る番です。4人削減は絶対です。

次に移ります。

私たちの主張その2。現状からして4人削減しても議会運営に何ら問題はない。定数削減の機会を先送りせず、コスト削減を図れ。

先に示したグラフからもわかるように、豊明市は4名減らしても、大府市よりまだ多いんです。大府市が問題なくやっているんですから、豊明市もできるんじゃないですか。

地区の仕事は地区に任せて、議員は市全体にかかわる政策提言、行政の監視、調査、市民の意思の反映を図るべきじゃないですか。

しかし、この役割を全うするのに、22人という人は多過ぎるんじゃないですか。もっと勉強し、互いが切磋琢磨し、議会を改革し、より効率的な仕事をする事ができないんですか。

日本では、「企業は一流、政治は三流」と、よく言われます。企業は生産の向上を目指し、徹底的に効率化を追求しています。その企業の改革でいうと、各議員がもう少し頑張れば、4人以上減らしても十分やっていけると思います。

どぶ板議員は要りません。御用聞き議員も要りません。会派のボスに盲従し、自分の意見を言えない議員も要りません。

9月の議員定数特別委員会で、削減は来年の4月改選後に再協議するべきだとか、議

員定数は今触れる時期ではないとか、まちづくり条例が確固たるものになってからでも遅くはないとか、議員自身の保身、延命としかとりようのない消極的な意見が多く聞かれました。

議員の皆さん、よく聞いてください。皆さんを3年前に選んだ豊明市民の大多数が、議員は多過ぎる、減らすべきだ。少なくとも4人減らし、節約した1期4年分、約1億3,000万円を市民に返してほしい。市民のために使うからと言っているのです。

来年を逃すと、また4年先になります。今がチャンスです。市民の税金1億3,000万円を市民に返してください。

私たちの主張その3。市民は議会改革に積極的な質のいい議員を待っています。議員定数4人削減は絶対です。これに反対し、改革に消極的な議員は徹底的にマークし、来期の市会議員選挙の判断材料とします。(拍手)

先のアンケートで、豊明市議会議員に対して、どんな意見、感想がありますかというアンケートに対して、1番、富良野問題議員が議会にまだ居座っている、議員の数が多いが一番でした。

次に、議会の活動は何をやっているかわからぬと、不明というのが次でした。

3番目、会派のボスに盲従している。議員の質が悪い。これが3番目です。

このアンケートから、豊明市民は富良野問題をまだ許してないんです。市民は会派の垣根を越え、ボスに盲従することなく活発に議論し、市民にその活動内容を公表する、活力と自浄能力のある、少数精鋭で頑張る議員、開かれた議会を望んでいるんです。

No.10 ○議長(矢野清實議員)

残り時間、3分を切りました。

No.11 ○請求代表者(青木佐介君)

4人削減は、豊明市民の民意です。4人削減は絶対です。妥協は許しません。もし、これが実現されない場合、私たちは来年4月の統一地方選挙に向けて行動を起こします。

市民の大半が、選挙のとき投票の判断材料がない、今回の議員の削減に対する賛否結果を、投票行動に反映すると言っています。

私たちは市民の要望を受け、議員定数削減の各議員の賛否結果等、議員の活動状況を徹底的に公表し、来年4月の統一地方選挙の投票の判断材料にします。

No.12 ○議長(矢野清實議員)

あと2分です。

No.13 ○請求代表者(青木佐介君)

最後に、4名削減は私たちの絶対的要求です。採択してください。会派の拘束を解き、個人の自由採決でやってください。私たちは良識ある議員が多数いることを信じています。

これで私、終わります。ありがとうございました。(拍手)

No.14 ○議長(矢野清實議員)

傍聴席の皆さんにお願いをいたします。

静粛にお願いいたします。

続いて、杉山昭宣さん。

No.15 ○請求代表者(杉山昭宣君)

私は、請求代表者の西区長をしております杉山昭宣といたします。

きょうは、請求代表者の意見陳述の機会をいただき、大変ありがとうございます。

さて、本題である市議会議員の定数削減について私の意見を述べる前に、申し上げたいことがあります。それは私たち陳述者の扱いについてであります。

ここ数年、県内で議員定数削減の直接請求は、本市以外で3件ありました。一宮市、高浜市、常滑市です。

一宮市では、請求代表者は特別委員会の参考人として出席し、意見陳述に加え、議員の質問にも答えることも認められ、しっかり意見交換をされたと聞きました。

高浜市と常滑市は、本会議場の壇上で、時間制限なく陳述されたことを確認いたしました。

直接請求の陳述は、自治法で認められた市民の権利であり、我々は署名をしていたきました6,436人の代表です。私たちは、議員一人ひとりが得た票よりも、何倍も重い市民の代弁者と自負しています。あなたたちは、この陳述を何と思っているのか、議員の皆さん、どう思われますか。

9月議会に提出した陳情の署名は1万514名で、今回の直接請求の署名は、受任者125名で6,436名の方々の署名、捺印をいただきました。

定数削減を二度にわたり、これほど多くの市民から突きつけられたことを、あなたたちはどう理解しているのか。市民は何としても定数削減を自力で実現させたい。主催者は我々市民であり、市民によって、あなた方は議員にしてもらったことを自覚すべきです。

では、本題に入ります。

豊明市の現状について、市民の原点から感じることを申し上げます。

多くの市民は、豊明市が前の市長時代から埋没するのではないかと危惧している。それは近隣市町との合併はもとより、名古屋市、みよし市、刈谷市、大府市など、比較的財政のよい市との合併は話題にもならず、豊明市の財政は行き詰まっても、自立の道しか残されていないからです。

豊明市の税収の約9割以上が市民税と固定資産税で、近年の不況により、財政は困るが人口は増えず、高齢化が近隣より進行している本市にとって、維持補修やインフラ整備、福祉や市民サービス等の財源確保は困難をきわめ、この先、枯渇していくことは避けられそうもないと思っています。

こうした状況にあり、市は財源を生み出すため、固定費の削減や市民への負担増を進めた。区に対しては、平成20年度より各種助成金、補助金10%カット。18年度には、地域花いっぱい運動66%カット。立上り消火栓の補助率カット云々が実施され、区は非常に支障を来しているが、区費を値上げしたり、節約に努め、精いっぱい市に協力している。

片方、市職員は、給与及び残業や諸手当の減額により、平成17年度から21年度に対しては、率にしてマイナス6.5%、年43万6,000円も減収となっている。

一方、議員報酬は、平成15年にマイナス0.3%、月3,000円、年3万6,000円の減と、職員に比べ少額にとどまっている。

区や市民は負担増やサービスカット、補助金の減額に苦しみ、職員は人件費削減を受け入れ努力しているのだから、議員も財源確保のために身を削るべきである。

私は市議会議員は人口1万人当たり最大2.5人、7万人都市であれば17~18人、最低で1万人当たり2人、7万人都市であれば14人が妥当だと考えている。豊明市でいえば、15~16人で十分ということになる。

今回、4名削減を提案したのは、一気に削減することの影響を考慮したからであります。将来的には、さらなる削減も可能だと考えています。

議員定数の削減の動きは、署名以前からあった。平成21年の区長会で議員定数削減を要望した区長さんがおられました。当時の区長は記憶にはあると思うが、賛同者は相当いたと思う。もちろん私もその一人です。

私ども西区には30年間、議員は1人もいないが、何ら問題はなく、区のことは全部区長が行ってきました。

私は今年4月から11月までに123回、市役所の行事、学校、神社、社協、その他の行事に足を運び、また、さまざまなことを実現してきました。

その一例が、平成18年度、区長になって第一番に取り組んだのは、中京競馬場は昭和28年開場以来、馬場に降った雨が私どもの大狭間池に土砂とともに流れ込み、ヘドロ化したため、池の改修工事が本年度の工事で、やっと日の目を見ました。この間、5年間かかりました。

区の要望は、区長が書類を提出すれば、市は受け付けなければならない仕組みになっているが、私の経験から言わせてもらえば、区に議員は必要な存在ではなく、いなくても十分やれることもできることもあり、そう感じている区長は少なくない。

もし、議員の口利きで市が動くのであれば、それこそ問題である。区長がやったことで自分も疑われるし、あれをやった、これをやったと自慢するだけなら、区の推薦議員は迷惑なだけ。区の行事の手伝いのため、高給取りの議員を養っている余裕は豊明市にはな

い。

議員の本来の仕事は、地元への利益誘導型ではなく、市政全般のチェックと公正な予算執行、市民が平等に利益を享受できる市政の実現であります。

再度、言います。議員の本来の仕事は、地元への利益誘導型ではなく、市政全般のチェックと公正な予算執行、市民が平等に利益を享受できる市政の実現であります。

議員は年間、700万円近い報酬をもらい、何をしているのか。報酬に見合った働きをしている議員さんは何人いるのか。議員が専門性を持って議会活動に専念すれば、現在の21人から18人になっても、支障を来すとは思えない。

というよりも、市民は18人でやってくださいと訴えているのです。区長報酬は28万4,000円と、わずかですが、報酬と仕事量は全く見合っていないと、多くの区長は感じています。

区長は奉仕の気持ちで頑張っている。議員だけ、今のままでよい理由はない。9月の陳情で審査をした特別委員会で、財政の厳しいことは認めるが、他市に比べて突出していない。健全な運営をされている。今や、本市の財政は県内最低レベルではないか、認識の甘さを感じる。

また、議会は自浄能力を十分備えていると発言された議員さんもいましたが、自浄能力があれば、なぜ1万を超える陳情を趣旨採択とあいまいな結論を出し、結局は削減を拒否したのか。9月以降、議会改革に伴うこともなく、市民には全く理解できない。直接請求を真摯に受けとめ、自分たちの自浄能力のなさを反省してもらいたい。

また削減は、改選後再度協議することが妥当とか、議員が地域に入ってまちづくり条例が確固たるものになってからでも遅くない云々、市民から見ると、議員の保身、延命のための言いわけとしかとれない。

最後に、議員定数削減とセットで提案したいことを申し上げます。

1つ目は、市政への市民参加の機会を拡大することです。

特に、行政改革に関する部分について、市民の意見や提言を十分反映するよう、強く要望します。市民の参加度のアップは、定数削減を補完する意味でも必要と考えます。

2つ目は、区長会の上部組織の立ち上げです。

協働推進委員会で協議されているようですが、土木や交通安全に限らず、さまざまな地区の課題を区の裁量で解決できるように、区長の要望をくみ上げる仕組みを、早急に構築するよう要望します。

3つ目は、4名削減により、4年間で節約が見込まれる1億3,000万円の使い道です。

区長要望工事が財源不足で遅れています。節約したうちの2割程度上乘せすること、そして残りは市民の福祉やサービスに活用することです。

議会改革が進み、将来は、議員の資質向上、優秀な人材確保のためにも、議員活動費を見直すこともよいかもしれません。

市民の声がしっかり反映される仕組みが整えば、議員定数削減の影響を心配することなく、また節約された財源を市民のために使えば、市民が喜ぶます。削減を行うことで、こう

した仕組みに拍車がかかります。改革とは、こうして進めるものだと私は思います。

私たちの二度にわたる署名を重く受けとめ、何としても今議会で4名の削減を決断していただくように、よろしくお願いいたします。

No.16 ○議長(矢野清實議員)

残り時間、3分を切りました。

No.17 ○請求代表者(杉山昭宣君)

この場をかりて、議題外ではありますが、要望したいことは、区交付金の中の調整金の不透明さの是正と、豊明市版事業仕分けの実施です。

議員各位の賛同と当局の努力を期待し、以上で私の陳述を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

No.18 ○議長(矢野清實議員)

以上で請求代表者の意見陳述を終わります。

ここで、意見陳述人に退場していただきます。

本日は、ご苦労さまでした。

(ありがとうございましたの声あり)

(意見陳述人退場)(拍手)

No.19 ○議長(矢野清實議員)

議案第 72 号について議案質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.20 ○議長(矢野清實議員)

これにて、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま、質疑を終えました議案第 72 号を審査するため、豊明市議会委員会条例第6条の規定により、定数 10 名による議員定数特別委員会を設置し、議案第 72 号を付託いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.21 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、定数 10 名による議員定数特別委員会を設置し、議案第 72 号を付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、設置されました議員定数特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.22 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員定数特別委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。議員定数特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき、お手元に配付いたしました議員定数特別委員会委員選任表のとおり指名したいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.23 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員定数特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました選任表のとおり、指名することに決しました。

ただいまより、議員定数特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時、休憩といたします。

午前10時34分休憩

午前11時15分再開

No.24 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議員定数特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には、月岡修一議員、副委員長には、松山廣見議員が互選されました。

また、委員会で議案第72号について審査していますので、その結果を委員長より登壇にて報告を願います。

月岡修一議員定数特別委員長。

No.25 ○議員定数特別委員長(月岡修一議員)

議長からご指名をいただきましたので、特別委員会の報告を申し上げます。

先ほど、特別委員会が開催され、不肖、私、月岡が委員長に互選されました。

特別委員会を開催し、審査に入りましたところ、継続審査を求める動議が出されまして、多数の賛同を得て継続審査となりました。

これは大変重要な議題でありますので、もう少し時間をいただきながら真剣に考える、そういう意見が含まれておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上で特別委員会の報告を終わります。

(何で受け入れないんだの声あり)

No.26 ○議長(矢野清實議員)

静粛に願います。

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま、お手元に配付いたしましたとおり、月岡修一議員定数特別委員長より、会議規則第104条の規定により、議案第72号について議会閉会中の継続審査の申し出がありましたので、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(議長の声あり)

No.27 ○議長(矢野清實議員)

ご異議がありますので、お諮りいたします。

(指名してください、議長の声あり)

(議長、しっかりしろの声あり)

No.28 ○議長(矢野清實議員)

それでは、ご異議がありますので、諮ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(発言する者あり)

No.29 ○議長(矢野清實議員)

もとい。

ただいま、議案第72号について議会閉会中の継続審査の申し出がありましたので、直ちに議題といたしたいが、継続審査に賛成の諸君の起立を求めます。

(発言する者あり)

No.30 ○議長(矢野清實議員)

もとい、取り直しします。

申し出がありましたので、…。

(議長、しっかりしろの声あり)

No.31 ○議長(矢野清實議員)

静粛に願います。

議案第 72 号について、議会閉会中の継続審査の申し出がありましたので、直ちに議題といたしたいが、賛成の諸君の起立を求めます。

暫時、休憩といたします。

午前11時19分休憩

午前11時24分再開

No.32 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りをいたします。

ただいま、お手元に配付いたしましたとおり、月岡修一議員定数特別委員長より、会議規則第 104 条の規定により、議案第 72 号について議会閉会中の継続審査の申し出がありましたので、直ちに議題といたしたいが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.33 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、議会閉会中の継続審査の申し出について、直ちに議題といたします。

月岡修一議員定数特別委員長からの議会閉会中の継続審査の申し出について、直ちに討論・採決を行います。

なお、討論におきましては、継続審査の賛否に限定し、議案の可否に及ぶことのないよう注意を願います。

継続審査の申し出について討論のある方は挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.34 ○9番(石橋敏明議員)

ご指名をいただきましてありがとうございます。

議案第 72 号について、継続とすることに賛成できません。

今後、新年度に向け多忙でございます。議員としては困難であり、また重要な課題ではありますが、個人的には本議会、現時点で削減数の決定が必要ではないかと考えます。

そういうことで要望をいたします。

(よく言った、いいぞの声あり)

No.35 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

No.36 ○6番(杉浦光男議員)

継続に反対です。

理由はいろいろありますけれども、1つだけ言いますと、継続というのは、国語的に考えても、いろんな条件が整っていないとか、もっと深めたい。だから、もっとうやっって一生懸命やって、ここのあたりで結論を出しましょうというのが、これ継続でしょう。

ですけれども、一番重要なポイントである議員自身のいろんな物の考え方は、もうかなり深化していますよ。

それから、市民も陳情の9月の段階、あるいは9月に陳情しようというそれまでの取り組み、ずうっと来れば、市民の間、それから市民と議員との間、こういうものが要するに議論が深まっていると。議論が深まって、今がもう適時性、まさに今が結論を出すことのチャンスなんです。

だから、これを継続ということの意味が、私にとってはさっぱりわかりません。

以上です。

(そうだそうだの声あり)(拍手)

No.37 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.38 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、原案の賛否に触れないように討論をさせていただきます。

まず、私の16年間の議員活動の中で、今回のような継続審査の決定というのは、極めて異例であります。過去、何度か私も委員会での継続審査を経験いたしておりますけれども、それにつきましては、必ず種々議論を重ね結論が出ない、さらに議論を深める必要があるという中での継続、これは何度か私も経験しております。

今回、委員会での議論が全くなされないまま、それぞれ委員間の意見交換ができない中での決定というのは、まず非常に異例であるということだけを、冒頭に申し上げておきます。

私は今回、この委員会に臨むに当たって、私の持論であります少数精鋭、そのためには4名ではなく4名以上の減員、この修正案を提出する予定でございました。

残念ながら継続であるがゆえに、私は現在の議員に期待されております行政のチェック、また、その一方で住民との橋渡し役、この両面を担っているわけでございますけれども、その一つであります住民との橋渡し、これを別の機関に移すようなことを考えながら、

少数精鋭で減員の幅を大きくするという修正案、とにかくこれを用意をいたしておりました。

残念ながら、提出する機会がございませんけれども、継続することにより、早急にこうした大幅な減員案についても検討をいただくよう要望いたしまして、継続に賛成をいたします。

No.39 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

山田英明議員。

No.40 ○8番(山田英明議員)

議案第 72 号の継続審査について討論をいたします。

議員は、多種多様な市民の声の受け皿であり、代弁者である限り、いかなるときも市民と同じ目線に立ち、市民の声を真摯に受けとめ、議員としての活動の規範としてまいりました。

ましてや、このたび 6,436 人の署名を集めた市民の声を無視することはできません。市民の声を、数にとらわれることなく、前向きに受けとめなければならないと考えます。

しかしながら、議員の定数について、いまだ正しい数値はありません。過去3回にわたって定数の削減がなされ、平成 18 年の第4回定例会には4名減と、議会としては大英断を行ってきました。

私としては、議員の数の減少については、一面的に民主主義の崩壊を招くおそれを危惧するものであります。議会として定数削減の要求にこたえることも一つの結論であり、また議会運営上、審議に必要とされている議員の数についても、議論の一つであります。

豊明市議会において、適正な議員数は幾つかが望ましいものなのかを慎重に審議し、今後も、未来においても、豊明市議会の正常なる活動が行えるよう、議員定数を決めなければならない。継続審査において減数が決まったならば、3月議会において議員定数の削減について可決され、即日公布し、以後、初めて期日を告示される一般選挙に施行されることを付して、継続審査に対し賛成といたします。

No.41 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

松山廣見議員。

No.42 ○13番(松山廣見議員)

議案第 72 号を継続審査とすることについて、公明党市議団を代表して反対の討論をい

たします。

ここ数年、改選時期になると、なぜ定数削減の話が出てくるのかと考えてみるに、やはり率直的な市民の感想として、市議会が何をやっているのかわからない、わかりにくい。だから減らしてもいいのではないかというのが、一つあるのではないかと思います。

二元代表制の一翼として、情報公開して議会の動きをもっと市民に知っていただくことは大事と考えます。

住民の直接請求による豊明市議会議員の定数を定める条例の一部改正で、22人を18人に改める条例改正です。

先の9月議会で、陳情第10号の陳情審査の際にも討論をしておりますが、議員定数の削減については十分に調査し、慎重に結論を出すべきと考えており、趣旨採択としました。

定数削減は党の方針として、また支持者もそのような考えであり、2名の削減ならと署名したとも聞いております。

ここで継続すれば3月議会となります。選挙まで1カ月という状況になりますので、この12月議会で、この定数問題については結論を出すことが最善と考えており、公明党市議団としては継続審査には賛成できかねます。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

No.43 ○議長(矢野清實議員)

静粛に願います。

前山美恵子議員。

No.44 ○22番(前山美恵子議員)

日本共産党は、今回の継続審査には賛成をいたしました。

先ほど、2名の方から陳述をいただきましたけれども、その内容について、やはり十分私たち議会人としても襟を正さなければならないところもあります。

ですが、議員の定数については唯一、法で決められておりますのが地方自治法の第91条、豊明の人口規模でいえば30人です。

(おまえ、あほかの声あり)

No.45 ○22番(前山美恵子議員)

もう22人ですので、8人も減らしております。

ですから我が党は、これは減らすべきではないという考えを持っております。

でも、ここでさらに4減らしますと、これは取り返しがつかなくなる、…。

(発言する者あり)

No.46 ○議長(矢野清實議員)

静粛に願います。

No.47 ○22番(前山美恵子議員)

そして、先ほどの陳述でも、この改革に消極的な議員はマークをして、選挙のときの判断材料にさせてもらうというような文言がありました。

やはり議員自身が今、大変動揺をしております。そういう中で定数削減のほうに、私たちが走っていくということは極力避けたいという思いで、3月議会までに慎重に、冷静になって考えていただきたいという思いで、この継続審査に賛成をいたしました。

以上です。

No.48 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

安井 明議員。

No.49 ○12番(安井 明議員)

それでは、議案第 72 号 豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について討論をいたします。

本議案について、各議員よりそれぞれの討論があるものと思いますが、私なりの討論をさせていただきます。

私は、以前より地方議会の選挙のあり方について、今の大選挙区制がいいのか、複数の選挙区、つまり小選挙区制、また中選挙区制の選挙制度も一つの考えではないかと考えます。

複数の選挙区制にすれば、選挙公営費等は大幅に削減できるのではないのでしょうか。

選挙ポスターについても、現行は1人当たり 135 枚の掲示箇所があるために、135 枚の選挙公営費が必要となります。

仮に、小学校区での中選挙区制であれば、選挙ポスターは 15 枚前後の選挙公営費で済みますし、選挙カーにしても、わざわざレンタルした選挙カーが必要になるのでしょうか。

このように考えると、複数選挙区制度では選挙公営費の削減を始め、より精鋭な議員を選出することができるものと考えます。

今回、市民からの直接請求を踏まえ、私自身の考えを今こそ声を大にして発信し、選挙制度を大きく改革する必要があると考えます。

しかし、全国でも初めての試みであり、総務省へ特別行政区として申請するにしても、まだまだ調査、研究の必要があると考えます。よって、議案第 72 号については、継続審査が

妥当であると考え、継続審査に賛成の討論といたします。

No.50 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

堀田勝司議員。

No.51 ○18番(堀田勝司議員)

議長のご指名をいただきましたので、発言をさせていただきます。

まずもって、議案第 72 号の継続審査に賛成する立場で討論をいたします。

6,400 人強の署名には、大変理解をするものでありますが、今期の選挙において、既に4人を減員いたしました。そのことをお知りになっていない方がたくさんいたのには、またびっくりもしました。

また、私の2期目の選挙のとき、平成 11 年度の選挙のときにも、2名を減員いたしております。これなどは、全く知らないと言われた方が、本当にたくさんおられました。

かつては 28 名で議会は構成されていた時代がありました。豊明市議会の定数は何人が正しいのかというのは、やはり結論が出ておりません。

(発言する者あり)

No.52 ○18番(堀田勝司議員)

静かにしてくださいよ。

(じゃ、ちゃんとしたことしゃべったらの声あり)

No.53 ○議長(矢野清實議員)

静粛にしてください。

No.54 ○18番(堀田勝司議員)

一つの指標としては先ほど、共産党の前山議員が言われたように、地方自治法では人口5万人から 10 万人の議会の定数は 30 人。ただし、これは上限であります、と決められております。これは一つの指標であります。

これから考えますと、現在の 22 名は約 26.7%の削減率ということであります。

そして、4人減で 18 名ということになりますと、40%の減員率になってしまいます。これでは少し行き過ぎのような気がすると思う次第であります。

また今期、減員を決めたときに、私個人としても勉強いたしましたとき、また今年の全国議長会フォーラムに出席をして、そのときに、協議議決機関においては、最小人数7人を下回ることは大変危険であると、このようなご指摘をいただきました。

今の豊明の市議会におきましては、3常任委員会制をとっているもので、3掛ける7で21名プラス議長ということで、22名なら、この理論に照らし合わせれば、最少人数ではないかとは思いますが、私もこの理論をもとに、今期の定数を22名に賛成をいたしました。

議長が基本的に中立の立場をとっていますが、賛否を表に出してよいという理解をいただけるならば、21名でも構いません。

参考までに、私が調べましたところ日本全国で5万人から10万人未満の市が268市ございました。定員21名以下、76市。

(発言の趣旨が違うよの声あり)

No.55 ○18番(堀田勝司議員)

傍聴席を静かにさせてください。

No.56 ○議長(矢野清實議員)

同じ発言をされる方がおみえになりますので、この次は退場していただきますので、よろしくお願いします。

No.57 ○18番(堀田勝司議員)

定員21名以下の市、76市。22名、我が市とちょうど同じ市が52市。23名以上が140市ありました。

愛知県内で申しますと、18市ありまして、21名以下が6市。22名ジャストの、我々と同じ市が4市。23名以上、8市でありました。

これを考えますと、それなりの位置にいるのではないかというふうに思うこともあります。

近隣におきましては、尾張旭市21名、大府市21名、知立市23名、日進市が24名であります。

昨日、実は朝、ラジオ番組で生島さんでしたか、のときに聞いておりましたら、ゲストに前宮城県知事の浅野史郎さんが出演されておりまして、民主主義の原点は直接民主主義であると。

ただし、これは今のこの世の中には現実的ではないので、間接的民主主義をとっている。言いかえれば議会制民主主義をとっているわけだけれども、議会の人間は原点に戻れば多いほうが、市民の声を多く聞くことができるのではないか。そのほうが本来の民主主義の原点に近いのだからと言ってみえました。

おじいさん、おばあさん、サラリーマン、学生、主婦、だれでもが議員になれるほうがいいのではないのでしょうか。

定数22、あるいは30名でなくて、100人以上で議会を開いたら、そのほうが市民の声を多く聞くことができるのではないかと、これが一番市民の声を反映することができるのでは

ないかと。

ただし、そうなりますと、日中に議会を開くことは大変難しいので、日曜日とか夜間に開けばよいのではないかと。

先ほど、後ろから声がありましたが、報酬を減らせと。報酬に関しては予算を上回らないように日額制の費用弁償にするのも、一つの手ではないのかと。どんどん議員を減らしていけば、一部の組織票を持った人しか議員になれなくなってしまう。これは大変危険なことだと、このように言ってみえました。これも一理あると私は思います。

一部の市民の方ですが、私に申されたのには、議員は30人にしてもいいよと。そのかわり報酬を半分にしてくれよと、そんなことを言っている方がおみえになりました。それも一つの意見かと私は思います。

一方、皆さんから出されております4減に関しても、6,400人強の署名があるわけですから、理解はしているつもりであります。厳しい財政状況から経費を節約しようということでもありますので、それは賛同するものであります。経費を節約するという民意であれば、我々は拒むものではありません。

そういうことも含めて、私的協議の場でありませけれども、近隣市町との合併について、私どもが前副議長の平野議員とともに、近隣の刈谷市、大府市、知立市、みよし市、東浦町、阿久比町の旧正副議長が集まって、私が勝手に「境川サミット」と名前をつけておりますが、その場で、道州制が持ち上がっております現在、それに対応すべく協議も、合併できればいいのではないかと、これは非常に難しい問題であります。

愛知県ではありますが、三河、尾張、知多では学校区も違います、税務署も違います、警察も違います。大変難しいことではあります、近い将来、そういう場に出合った場合に、少しでも参考になればというふうで、そういう境川サミットという名目で協議もいたしております。

私たちもいろんな機会勉強したいと考えております。行政や議会の専門家、大学教授や学者の先生方に教をいただくことにしております。2月中旬を予定して、市民の皆さんにも一緒に講演を聞いていただき、その場でいろんな市民の方の意見を聞きたいと、かように考えてもおります。

与えられた課題は、とても大きな問題であります。豊明市の未来を決定する条件になると思っておりますので、時間をいただいて、十分な勉強をさせていただき、結論を出したいと思っております。

ポピュリズムから申し上げれば、2常任委員会にして、7人ですから14名あたりにまで下げることは可能だというふうに、私個人としては考えたこともございます。

ただ、私は昨夜、いろいろと考えておまして、定員8人の4常任委員会に戻して、4名ずつ2つの常任委員会に所属して、16名にする案も、これも一つの案だというふうに考えております。

ここまで減員をするならば、議員専門を条件に、報酬のアップも提案したいと考えており

ます。

私の人生の師と仰ぐ先輩から、…。

(発言する者あり)

No.58 ○18番(堀田勝司議員)

静かにさせてください。

No.59 ○議長(矢野清實議員)

静粛に願います。

No.60 ○18番(堀田勝司議員)

私の人生の師と仰ぐ先輩から、市議会議員になったら、地元のことを一生懸命やれ。そして地元だけではなく、市全体のことも、それ以上に一生懸命やれ。そして県を思い、国を思う、そんな市会議員になれと、そのように教えられました。私は、そのために一生懸命頑張ってきたつもりであります。

(何が主張したいのか、さっぱりわからないの声あり)

No.61 ○議長(矢野清實議員)

静かに願います。

No.62 ○18番(堀田勝司議員)

いろいろな意見もあると思いますが、私はこの際、住民投票も提案したいような気持ちであります。

(おもしろいよね。では、やりましょうの声あり)(拍手)

No.63 ○18番(堀田勝司議員)

6,400名ではなく、我が豊明の人口は6万8,000人強であります。その方の意見を聞くのも一つの手かと、そのように私個人としては思っております。

以上をもって、私の討論とさせていただきます。

No.64 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

毛受明宏議員。

No.65 ○1番(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、議案第 72 号 豊明市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、継続審査について討論を私なりにいたします。

当件は、9月定例会にも議員定数削減に関する陳情と、今回は市民による直接請求にての上程がなされ、本案件に関しては私自身強く受けとめております。

現在、世界不況により日本経済も下落の一途をたどり、その影響は、私たち豊明市民に対しても、過大な影響を受ける状況であることは十分に感じております。

そんな状況下でもありますので、今回の議案は、当市議会においても、市財政難による市民サービスの低下傾向において、議員削減により議会経費を削減し、財源の捻出として受けとめております。

しかしながら現在、私の年齢からしましても未来の担い手に、今から豊明を背負っていかねばならない後継者に対して、「縮小してしまったが、はいどうぞ」と、後退してしまう豊明市を支えてもらうというのは、私はそれがいささか疑問に感じております。

先回の削減のときに、ご意見をいただいた会社経営者の方に、「人は宝、人それぞれがしっかりと自分の立場を自覚して活躍すれば、きっと活性化につながるだろう」という声もかけてもらっております。

しかしながら今期は、豊明市議会1名欠員、1名長期病欠で、定数 22 のところ、20 名で運営してきた期間があったことも事実であります。削減による議会の運営は不可能ではないと感じております。

なので、この件に対し、陳述者、署名者のご意見は強く受けとめ、しっかりとした議員の適正数を研究し、早期にまとめを見出すことと、決着をつけるため継続する討論といたします。

No.66 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.67 ○15番(山盛左千江議員)

たくさんの方たちの討論を聞かせていただきました。

なぜかしら、原稿を持って読んでいらっしゃるように見える議員さんもおいでになりまして、今、つい先ほど特別委員会で継続が決まったにもかかわらず、本当に原稿を読んでいらっしゃるとするならば、これはどういうことなのかと…。(拍手)

No.68 ○議長(矢野清實議員)

静粛に願います。

No.69 ○15番(山盛左千江議員)

大変遺憾に感じました。

最大会派は、議会のほぼ3分の2を占めておりますので、事前に内部で協議されれば、そのように議会は動くという、こういった宿命を今期は抱えておりますけれども、大変残念な結果だというふうに私は感じております。

その継続の有無を討論する場で、あたかも選挙演説のような、あるいは議員定数削減に踏み入った内容の討論がありました。

議長の、そういったことのないようにという注意もよそに、思いのたけを述べられたわけですが、その気持ちもわからなくもありません。

多くの、ここにいらっしゃる市民の方にしてみれば、9月に出され、この12月に決着すると、そう思って、この場に今参集されていらっしゃるわけです。それを、またさらに3月まで引き延ばすと。

それに対して、大変言いにくいんだろうなと、そのような気持ちを察して、今申し上げたところですが、これはやはり、きょう市長が早々に20日間という提案までの期間があるけれども、最終日に間に合わせて上程されたわけです。

選挙管理委員会の方々におかれましても、一生懸命確認作業をして、この最後の日に間に合わせられたわけですよ。

そうした努力や気持ちを、この議会があつという間に、審査もしないうちに、ただ継続と、こんなことをしていたら、市民から批判されるのは、もう避けられません。(拍手)

No.70 ○議長(矢野清實議員)

静粛に願います。

No.71 ○15番(山盛左千江議員)

ですから私は、きょうはこの場で絶対に結論を出すべきだと。

会派の中で、どうも削減が2なのか、ゼロなのか、あるいは4なのか、いろいろ意見があつて、まとまっていないというふうに漏れ聞いておりますが、会派の中でまとめる必要は一切ないです。そう言われましたね。(拍手)

そう最大会派の方も言われました。それぞれの考えでもって、これは政策じゃないわけですから、自分の立場でもって考え、ここで意思表示をされる。その結果が議会全体の議決となる。それを市民がどう判断するかですよ。まとめる必要なんか何にもないです。

ここで議論をして、それぞれの判断を示せばいいんです。継続は単なる時間稼ぎだと、そのように言われても弁解の余地はないと思います。

さらに申し上げますと、継続をして時間が延びると、その結果の影響を受けることのほうが大きいというふうに考えたことはなかったんでしょうか。

3月に削減をしないという結論を出した議員がいたならば、先ほど陳述者が言われましたけれども、この結論は次の選挙に大きく影響すると、アンケートで出ているわけです。

随分と思いついた継続の判断をされたなど、今を逃れたいがために、先々の大きな問題を抱えられた、危険を承知でこういった判断をされたのだろうか、そんなことも、つい私は心配してしまうわけですがけれども、いろいろ申し上げました。

ともかく、継続審査には反対です。きょう、きちっと審査をし、議決をするべきだと、それが市民の直接請求にこたえる議員の姿勢だというふうに強く主張し、討論を終わります。(拍手)

No.72 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

平野敬祐議員。

No.73 ○10番(平野敬祐議員)

本議案第72号の継続審査に賛成の立場で討論をいたします。

まあ4名減という簡単な議案でございます。しかし、先ほどの請求代表者の意見陳述にあるとおり、非常に重要な問題を幾つかはらんでいるというふうに思っております。

本問題は、杉山さんですか、豊明市には15～16人が妥当というようなお話もございました。区長活動で議員は不要というご意見もございました。まあ議会不要論。本当に市議会の議員が最低何人で運営できるのか、こういったものは、議会人数は単純な何人削減ということだけではなく、将来の豊明市、未来の豊明市の財政運営でありますとか、合併の問題でありますとか、そういったものを含めて、非常に大きな問題をはらんでいるというふうに考えております。

これは、しっかりと特別委員会でもんでいただいて、継続でもってベストの意見を3月までには出すべきと、そのような思いでいっぱいでございます。

私は原稿などは持っておりませんし、原稿というよりも、みんなそれぞれの意見を持って討論をさせていただきました。

ほかの議員の討論に対する批判というのは、慎むべきであるということを申し添えて、私の討論を終わります。

No.74 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

近藤郁子議員。

No.75 ○2番(近藤郁子議員)

今回の継続審査に対しまして賛成をいたしました。

その理由に関して、9月に陳情が上がった時点から、ずっと私も何人が適正な人数かということを考えてまいりました。正直、何人が適正なのかということは、今もはっきり心の中でまとまっておりません。

ただ、今までずっと民主主義に対して勉強もさせていただいた中で、議会を改革していくということは、市民の総意であるということも十分感じてまいりました。

私が継続審査に賛成をいたしましたのは、今回、陳述をされました区長である杉山氏のご意見を聞き、大改革には議会だけではなく、市民の協力が必要であるが、それができるかもしれないというふうにも思いました。

ですから今回の議案の人数、それには触れないようにということではございますが、それを含めてもう少し3月まで、選挙前だろうが何だろうが、そういうことは私は関係なく思っておりますけれども、もう少し改革に対して人数を考えさせていただければというふうに思いまして、継続審査に賛成をいたしました。

No.76 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

三浦桂司議員。

No.77 ○3番(三浦桂司議員)

なぜ、このような削減論が出ているのかと、我々議員は根本的な問題としてとらえて、本質を突き詰めていかなければならないと思います。

私自身も、何名が適正で、何名が多いのかと問われたとき、先ほど陳述者の言われたように、前提条件によって大きく違ってきますので、今の段階では人口割とか、他市町との比較としか答えようがありません。

市役所でも、一般行政職員は多過ぎると、そういう意見を陳述者は声にしたような気がします。

一方、公務員でも、お巡りさんとか保育士さん、警官なんかには、減らせという声は聞こえてきません。これは、我々の仕事の目に見えにくい部分を反省しなければならないと思います。

少数精鋭という言葉がありました。まさに少数精鋭という議会が理想でありまして、どういう選択方法であれば少数精鋭になるのか、総論ではなくて、議会の仕事はどうすれば見えるようになるのかということも、十分考えなければならないと思います。

高度成長時代と違って、若者には大学を卒業しても、思うような就職先はありません。正規雇用と非正規雇用の格差、結婚したくても結婚できない非正規雇用の若者、…。

(発言する者あり)

No.78 ○議長(矢野清實議員)

静かにしてください。

No.79 ○3番(三浦桂司議員)

年金受給の資格のない…。

No.80 ○議長(矢野清實議員)

発言中ですから、傍聴席は静かにしてください。

No.81 ○3番(三浦桂司議員)

よろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

No.82 ○議長(矢野清實議員)

静かにしてください。

No.83 ○3番(三浦桂司議員)

社会情勢、経済情勢の責任にはいたしません。

市民の人から見て、議員が多過ぎるから減らせという直接請求は、真摯に受けとめなければならぬと思っております。

ただ、改革と叫んでみても、前にも後ろにも進むことができずに、机上の空論となるのは避けたいと思います。

地域事情、公党の意見に従う、市民受け等々、この21名の議員の中でも、意見が大きく割れております。決して議員削減論を逃げるわけではありません。このような状況の中で、今ここで結論を出すということは得策ではないと、先ほど思いました。

次回選挙は平成23年、早期にその結論を出すように努力いたします。

その前に3月議会があります。そこで答えを導き出すように努力を続けます。

改革とは、みずから身を削りながら、財政力の強化にも努めなければなりません。よって、今は継続といたしたいと思っております。

No.84 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

これにて、討論を終結し採決を行います。

お諮りいたします。議員定数特別委員長からの申し出のとおり、議案第72号は議会閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.85 ○議長(矢野清實議員)

賛成多数であります。よって、議員定数特別委員長からの申し出のとおり、議案第 72 号は議会閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上で日程1を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後零時1分休憩

午後 1時1分再開

No.86 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程2、諸報告に入ります。

総務委員会及び福祉文教委員会に付託しておりました陳情第 11 号及び陳情第 12 号の2件の陳情について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに山田英明総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.87 ○総務委員長(山田英明議員)

議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました陳情第 12 号 地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し国家政策に反映することを政府に求める意見書提出に関する陳情の審査経過と審査結果をご報告いたします。

平成 22 年 12 月 8 日午前 10 時より開催されました総務委員会において、付託議案の審査終了後に、本陳情を審査いたしました。

それでは、主な審査事項についてご報告申し上げます。

質疑はなく、討論に入りました。

国政の問題であるが、地方自治体にも関連している。特に沖縄県の普天間基地の問題では、地方自治体の意思をきちんと取り入れるべきであり、意見書を提出することには賛成する。

陳情にある地域主権の言葉は、中央集権という言葉の反対語、地域統治のあらわれと思われる。地域主権は実態として存在しておらず、地方と国の役割を明確にすべきと考え、本陳情は不採択とする。

ここで、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第 12 号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました陳情の審査経過と結果についての報告を終わります。

No.88 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司福祉文教委員長、登壇にて報告をお願いします。

No.89 ○福祉文教委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果について報告いたします。

去る12月9日午前10時より開催されました福祉文教委員会において、付託議案の審査終了後に、委員と市長以下関係職員の出席のもと審査いたしました。

陳情第11号 保育制度改革に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論として、現在、子どもの支援については、幼保一体化の動向など、今後の方向が未定である。現状では賛成できない。

意見書の内容がわからないので、陳情者の案を見た。幼保一体化が必ずしも悪ではない。市民の利益になるのであれば、すべてに賛同ではないが賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第11号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.90 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情2件について順次、採決に入ります。

初めに、陳情第11号について採決を行います。

陳情第11号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第11号についてお諮りいたします。

陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.91 ○議長(矢野清實議員)

賛成少数であります。よって、陳情第 11 号は不採択と決しました。

続いて、陳情第 12 号について採決を行います。

陳情第 12 号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第 12 号についてお諮りいたします。

陳情第 12 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.92 ○議長(矢野清實議員)

賛成少数であります。よって、陳情第 12 号は不採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 65 号から議案第 71 号までの7議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに山田英明総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.93 ○総務委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました議案についての審査経過と審査結果をご報告いたします。

平成 22 年 12 月 8 日午前 10 時より、全総務委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催いたしました。

それでは、主な審査事項についてご報告申し上げます。

最初に、議案第 65 号 豊明市交通安全条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

市内の交通事故の状況と条例改正の背景はとの質疑に対し、市内での交通死亡事故は、平成 21 年 4 月に 1 件発生しており、それ以降は 22 年度まで発生していません。県内では交通事故による死亡者数が、21 年度まで全国ワースト 1 位であったが、現在は全国第 4 位で推移していますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 65 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 66 号 尾張東部地区広域行政圏協議会の廃止についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

昭和 56 年の発足以来、今日まで、豊明市として協議会でプラスになった点はどの質疑に対し、広域行政圏として、最近では観光パンフレットの発行、行政講演会、親子ワクワク体験ツアー、コミュニティバスの連携、定額給付金事務の共同研究などがありますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 66 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第 4 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

財政調整基金の残高は幾らになるのかとの質疑に対し、この補正予算が認められたとして、9 億 500 万円強の基金残高となりますとの答弁がありました。

普通交付税が増えた要因はどの質疑に対し、大きくは市税収入が不足したことが、主な原因ですとの答弁がありました。

普通交付税は国の補正予算で 1 兆 3,000 億円が補正され、今年度中に 3,000 億円が交付され、1 兆円は来年度に交付されると聞いているが、3,000 億円の分は含まれているのかとの質疑に対し、近々、交付決定通知が来る予定ですが、国の補正分を財政課で試算したところ、約 4,600 万円ほどの増額になると見込んでいますので、確定したら補正をお願いする予定であるとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 67 号のうち、本委員会所管部分は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました議案の審査経過と結果についての報告を終わります。

No.94 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司福祉文教委員長、登壇にて報告をお願いします。

No.95 ○福祉文教委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る 12 月 9 日午前 10 時より、福祉文教委員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第 4 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁は次のとおりです。

予防接種事業費の日本脳炎の予防接種対象年齢は、1期として6カ月から7歳6カ月だが、9歳から13歳未満も対象にしている。

9月までの上期で1,864件、年度末までに3,750件、見込まれている。単価は、他市町村とほぼ同じで9,250円である。

老人福祉費の減額は、シルバー人材センターから職員を引き揚げた。今後は嘱託職員で対応するため、業務に支障はない。

人件費としては、正規職員で1,000万円、嘱託職員で376万円程度であると、答弁がありました。

児童館等管理運営費については唐竹児童クラブの整備費で、現在、唐竹小の児童が二村台児童館に24名が通っている。安全確保のために先生が送り届けている。三崎小の児童と合同で定員がオーバーしているため、唐竹小学校に児童クラブを整備する必要がある。

コスモス児童館の用地は10年契約で借りているが、地主の希望もあり、10年分の借地料分で購入することにした。

一般寄附金は大狭間湿地の保全のためを目的に寄附されたもので、400万円の使い道については、用地取得を目的に基金に積み立てる。

中学校費の減額は、沓掛中学校の校舎建設工事で、地盤改良などが当初設計どおりで変更の予定がないため、請負残である。

残金については、以前より要望があった生徒増により不足する駐輪場建設に充てるなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、コスモス児童館の用地購入、唐竹児童クラブの整備は結構なことだ。シルバー人材センターと知的障がい者授産施設の派遣職員の方針転換が、司法判断により対応を迫られたようだが、これを機に各団体の不利益にならないように要望して賛成すると、討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第67号のうち、本委員会所管部分につきましては、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成22年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

療養給付費については、本市には藤田保健衛生大学病院があり、市民が高度医療を受ける機会があり、高齢化により1年間で状況が大きく変わります。当初予算を抑えぎみに計上していることが補正増の一因です。医療費は県下でも多いほうだが、想定内であると答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 68 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 71 号 平成 22 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

総合相談事業費の減額は派遣職員2名の欠けた4月から5月までの分で、その間、与えられた職員の中で対応した。6月からは新しい職員が来ているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 71 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果の報告を終わります。

No.96 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて毛受明宏建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.97 ○建設消防委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果について報告いたします。

去る 12 月 10 日午前 10 時より、建設消防委員全員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催し、3案件とも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、農業委員会費の電算委託料は、農地法の改正により電算システムを変更するものであり、遊休地の管理強化を図り、現地調査により農家に適正な指導ができるものとなります。

下水道特別会計繰出金は、平成 21 年度に繰上償還し、高い金利から低い金利に借りかえ、利子の削減効果が出ました。

小規模事業指導費補助金のうち商工会補助金は、補助対象経費から愛知県の補助金を差し引いた部分で、今まで 100%補助していましたが 80%に引き下げ、20%相当分の人件費削減となり、小規模事業指導費補助金制度には、税務講習会などの事務費も含み、事業完了後には精算をいたします。

道路管理事業の調査測量設計等委託料は、阿野地区2件、間米地区1件、栄地区2件

で、道路後退の寄附部分の確定測量となり、平成 23 年の工事とは関係ありませんなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、商工会への職員派遣をやめたが、シルバーやメイツと比べて削減額が少ない。ほかとのバランスを考え、補助金要綱を見直していくことを要望するとの賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 69 号 平成 22 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、繰上償還は平成 19 年度から 21 年度を区切りとして借りかえ、4億 1,600 万円分の借りかえ金は、利率が高いときのもので 6.2%、6.6%でありましたが、0.95%の利率で借りかえができ、期間も1年短縮いたしましたとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 69 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 70 号 平成 22 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、償還計画により、当初予算には平成 21 年5月末のデータにより計算し計上していますが、その後に起債事業があれば、償還計画が確定していませんので、差が生じることとなりますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、市民にも理解ができるように説明していただくよう要望して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、採決の結果、議案第 70 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.98 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.99 ○議長(矢野清實議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 65 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 65 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.100 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 66 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 66 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.101 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 67 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、一色美智子議員。

No.102 ○4番(一色美智子議員)

議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について、公明党市議団を代表して賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、9億 1,290 万 8,000 円を補正増するものであり、その増額要因の主なものは、国民健康保険特別会計への繰出金1億 1,900 万円余を初めとして、障がい者関係の介護給付金、福祉医療助成等々であり、医療費の増加に伴うものであります。

また、予防接種、成人病診断等委託料も増額されておりますが、病気になる前に予防するというのも重要であるので、そのための施策に力を入れていただきたいと思っております。

子育て支援としては、唐竹小学校の余裕教室を改修し、唐竹児童クラブを開設する費用として、約 750 万円の増については評価をいたしますが、児童クラブを必要としている他の地域もありますので、順次整備をしていただきますよう要望をいたします。

学習指導要領の改訂により、副読本等を購入する費用として約 2,280 万円余を増額しますが、有効に活用して学力向上に活かしていただきたいと思います。

また、ホシザキ電機の社長様から寄附をいただき、大狭間湿地の整備に使わせていただきます。大変に感謝をいたします。

また、財政調整基金へ約6億 1,000 万円の積み立てを行い、積立額は9億円余となり、財政厳しい折、翌年度以降に有効に活用していただきたいと思います。

住民の福祉の向上、安全で安心な住みやすい魅力あるまちを目指し、補正予算については厳しい財政状況のもと、緊急やむを得ないことを考慮し、真に必要なものであるとして賛成討論といたします。

No.103 ○議長(矢野清實議員)

続いて、三浦桂司議員。

No.104 ○3番(三浦桂司議員)

議案第 67 号 平成 22 年度豊明市一般会計補正予算(第4号)について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算の歳入歳出それぞれ9億 1,200 万円強は、主に地方交付税、医療費、介護給付費の確定、前年度繰越金を予算に計上したものです。

交付団体、不交付団体とどちらがいいものか、判断の難しいところですが、4億 9,600 万円余の地方交付税は、市税の落ち込みが激しい豊明市としては、大変ありがたいものです。

放課後児童クラブの充実として、唐竹小学校の空き教室を利用して、唐竹児童クラブが創設されます。現在、三崎小学校、唐竹小学校共用の二村台児童クラブに 45 名が通っていて、うち 24 名の唐竹小学校から通っている児童がいるとのことで、安全面から唐竹児童クラブを発足させるということは理解できますが、議会の議決を得る前に広報で周知を図るということには、苦言を呈しておきます。

現在、沓掛中学校の校舎増築は、来年4月より使用できるよう建築中ですが、校舎増築に伴い入札残が出たので、500 万円ほどかけて生徒駐輪場を増設します。駐輪場に入り切らない五十数台は、現在、校舎の軒下に置いてあります。

安心・安全、公平な教育環境の整備に必要なものは、入札残、補正に頼らずに、当初予算に計上していただくよう要望をしておきます。

大狭間湿地管理保全のために、ホシザキ電機及び社長さんから 650 万円の寄附金が得られました。250 万円をかけて整備事業をし、400 万円は今後、湿地帯取得に向けて考えるとのことです。

取得には 2,200 万円が必要であると試算されておりますが、残りの 400 万円を有効に利用して、シラタマホシクサ、ハッチョウトンボなど、大狭間湿地帯は豊明市の財産であり、

大変重要であると考えておりますので、今後とも保全に努めていただけるようお願いいたします。

日本脳炎予防接種の年齢枠の拡大と、下水道事業特別会計では大変高い金利を安い金利へ繰上償還をしたことによって、事業運営に努めたことは評価できます。

また、シルバー人材センターから市の職員を引き揚げ、メイツ、フレンズの嘱託の人件費を、派遣先に負担をお願いしたということは、心苦しい部分もありますけれども、苦しい財政状況、また司法の判断なのでいたし方ないかなと思います。

財政調整基金に6億 1,480 万円余を積み立てることができました。これからは商工会、JAなどともっとタイアップしながら、豊明市独自の税収を上げる施策を考え出し、交付税に頼らない足腰の強い予算にさせていただくよう要望し、賛成討論といたします。

No.105 ○議長(矢野清實議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.106 ○22番(前山美恵子議員)

議案第 67 号 一般会計補正予算について賛成の討論をいたします。

まず1点目に、児童福祉費で、唐竹小学校の空き教室に児童クラブ室を整備するための工事費が計上されました。

唐竹小学校から遠く離れて児童館に行かなければならないため、道中、危険が伴うことから、唐竹小学校の空き教室を使つての児童クラブ開設について、適切な判断と評価をしたいと思います。

ほかにも同様の状況のある地域についても、今後取り組んでいただくことを、ここに求めておきます。

2点目として、厳しい財政状況の中、一般会計より国保会計に繰り入れをするため、予算計上をしていただきました。

医療給付費が伸びていることから、国保会計を圧迫してきますが、これ以上の国保税の負担増は市民には耐えられません。このことを考慮していただき、引き上げを押しえられたことに大きな評価をしたいと思います。

3点目に、小学校教育振興費について、来年度から学習指導要領が改訂をされ、それに伴って教科書が変更になるための予算計上について申し上げておきます。

改訂によって教育内容が増えるため、授業時間数が増えますが、時間数が増えても教える内容が多過ぎて、授業は駆け足で進むこともあり得ると、専門家も指摘をしています。

また、教育内容が児童の発達段階に合ったものではなく、今まで3年生で習うものが2年生におりてくる。例えば時計の見方が、2時 30 分は理解できるけれども、2時 47 分というのを理解するには、2年生では無理だといいます。

しかも、授業は駆け足で進められるのですから、勉強嫌いが増えていくことにつながりま

す。

また、授業時間数は今まででも児童の重荷になっているのに、これ以上の授業時間数が増えることで、大切な遊びの時間を奪われてしまいます。

これ以上の授業数を増やすことは、多忙化が問題になっている教員に、より負担が重なってまいります。

ところで、改訂による授業時間は、標準授業時数を年間で確保すればいいとお聞きをしておりますので、この改訂で児童の負担増にならないようにする工夫をしていただき、機械的に1時間増というのを押しつけないよう、ここに求めておきます。

以上です。

No.107 ○議長(矢野清實議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.108 ○6番(杉浦光男議員)

前の議員がいろいろ申し上げたことと、私のはすべて重なっておりますので、簡単にいきたいと思いますけれども、自分自身がそういうところに着眼できたということは、自分自身うれしく思います。自信が持てるわけですね。

その1つが基金の問題、財政調整基金の6億円余の積み立て。

私は従来、一般質問でも基金の重要性、基金は何とかならぬかということを上げてきたことと合致するということです。

それから2つ目が、教育施設建設及び整備基金の400万円の積み立て。

これは寄附行為を受けたわけですが、積み立てもさることながら、寄附行為を受けたということ自身に非常に感謝を申し上げたい。寄附行為というのは、本当に重要なことであって、市民あるいは法人の方が寄附してくだされば、それだけ市の財政が潤うわけですので、当たり前のことを申し上げているけれども、非常に重要なことだということを指摘しておきます

それから、今の基金の問題で自然環境の保全。特に、豊明市が全国に誇り得るべき自然環境が残っているわけですので、その保全等も含めて今後ともよろしく、行政として手を差し伸べていただきたい。

それから3つ目が、唐竹小の空き教室を利用した児童クラブ、すなわち児童館の整備ですが、これは言うまでもなく、児童の育成支援の極めて重要なポイントであります。

それから4つ目、予防接種事業、それから成人病診断事業。

これは予防医学の重要性を示しているわけですね。ここに予算として上がってくれば、簡単なことのように思えますけれども、予防医学ですから、この中身は非常に濃いですよ。そうすれば医療費はどんどん減っていきますよ。だから、そういう視点で私は申し上げている。

言葉としては前の議員と同じですが、視点というか思いはそれぞれ違いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

No.109 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 67 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.110 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 68 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 68 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.111 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 69 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 69 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.112 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 70 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 70 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.113 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 71 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 71 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.114 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は委員長報告のとおり可決されました。
以上で日程3を終わります。

日程4、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

請願第1号及び請願第2号の2件の請願を一括議題といたします。

福祉文教委員会に付託されておりました請願2件について、お手元に配付いたしました
とおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より
報告を願います。

平野龍司福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.115 ○福祉文教委員長(平野龍司議員)

議長のご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました請願の審査内容と
結果について報告をいたします。

去る12月9日午前10時より開催されました福祉文教委員会において、付託議案の審査
終了後に、委員と市長以下関係職員の出席のもと、審査を行いました。

初めに、請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策充実についての請願を議題
といたしました。

請願でありますので、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論としては、毎年提出されており、施策的な目標が高く設定されている。優先順位をつ
けて国、県、広域連合に要望して、できることから実現していただくことを要望して、採択す
べきであるとの討論がありました。

また、毎年多くの項目にわたり要望されているが、現在の状況を考慮すると、これ以上
の拡充は財政状況からしても厳しいので、不採択としたいとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願を議
題といたしました。

本請願について請願者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり請願者の説
明を受けました。

再開後、当局からの説明はなく、直ちに質疑に入りました。

中学校卒業まで医療費を無料にすると、その財源は経費を含めて、およそ 4,800 万円が必要になるが、財政と協議をして、何とかしたいとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

義務教育までの医療費無料化は、市政クラブの長年の要望事項であり、市長マニフェストにもあり、拡大に尽力されてきた。来年度の予算要望にも重点事項として上げている。予算確保が可能であれば、早期に実現していただけるよう賛成する。

趣旨や方向は正しい。財政的に手が届く範囲であれば、期待を込めて賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました請願2件の審査経過と結果の報告を終わります。

No.116 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.117 ○議長(矢野清實議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、請願第1号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.118 ○22番(前山美恵子議員)

請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願の賛成討論をいたします。

委員会で審査をしていただきましたが、請願項目が多岐にわたっていることや財政の関係から、結果として賛成少数で不採択とされました。

ここに記載されています項目は、住民の切実な要望であり、国や県による福祉が後退している中、ぎりぎりの生活を強いられている市民を守っていく施策が列記されております。

これだけの施策は、市だけで事業化するには難しい項目もあると思われませんが、国や県からの財源補償や制度改定を迫っていくことも必要であります。

このことを含め議員各位の賛同をお願いし、賛成の討論といたします。

No.119 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第1号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、請願第1号についてお諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.120 ○議長(矢野清實議員)

賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択と決しました。

続いて、請願第2号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、一色美智子議員。

No.121 ○4番(一色美智子議員)

請願第2号 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論を行います。

この請願につきましては、入院、通院ともに中学校卒業まで無料にしてほしいという市民のお声もたくさん伺っており、公明党市議団といたしましても、本年度の予算要望をいち早く出しており、お願いをしているところであります。

対象人員が約8,000人から約1万人になります。費用は1年間、4,800万円と試算をしており、県内27団体が実施しております。

子育て支援の一環として、財源的に可能であり問題がなければ、いち早く取り組むべき課題であり、早期に実施していただきますよう要望をいたしまして、賛成といたします。

No.122 ○議長(矢野清實議員)

続いて、安井 明議員。

No.123 ○12番(安井 明議員)

それでは、請願第2号について市政クラブを代表し、採択の立場で討論をいたします。

義務教育終了までの医療費無料化は、市政クラブとしては長年の要望事項でありました。

また、相羽市長のマニフェストにもあり、市長就任後、毎年のようにこの拡大に尽力されましたことは、高く評価するものであります。

市政クラブの23年度予算要望にも重点事項として、義務教育終了までの医療費無料化を組み入れております。県下でも半数の自治体の実施しており、でき得る限り早急に実現できるよう努力をする必要がありますが、最大の課題は財源の問題であります。

今、国は、子ども手当の地方負担を今年度のみとの公約を破り、23年度も継続しようとしています。本市の場合、この財源は1億6,000万円になりますが、これが阻止できれば、無料化はすぐにでも実現可能でありますし、その他の児童福祉の充実にも活用できるものと考えております。

意見書案第9号の提出も予定されており、本請願に採択の討論といたします。

No.124 ○議長(矢野清實議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.125 ○22番(前山美恵子議員)

請願第2号 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願について、賛成の討論をいたします。

この請願も委員会で審査をしていただきました。これは、委員会で全会一致で採択という結果をいただき、請願の紹介議員として感謝する次第であります。

今、経済不況の中で、子どもたちが貧困の犠牲になっているのが現実であります。次世代を育てる親たちの経済的負担の軽減と、将来の担い手である子どもたちの健康回復、増進を支援する意味として、早急に本市でも中卒まで無料になるよう、全議員の賛同をお願いし、私からの討論といたします。

No.126 ○議長(矢野清實議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.127 ○6番(杉浦光男議員)

賛成の討論をいたします。

全体の流れとしては、中学校3年までの通院の医療費無料化となってきたわけですが、財政事情によっていろいろ差はあると思います。

ですけれども、本市としては、やはり財政事情がどうのこうのという問題もありますけれども、僕はやれるというふうに考えております。

その財源の一つとして、一部分としてですよ、議員の削減。これは、議員が社会保障だとか福祉の問題を、声を高らかにして叫べば叫ぶほど、議員自身も身を削ると。

議員定数については、先ほどから問題になっているように、どの数がいいのかというのは、それはいろいろありますけれども、私自身としては削減をして、その一部をこれに回したら、よりベターだというふうに思います。

それから、生命の問題にかかわることですので、ぜひやっていただきたい。耐震化も生命の問題でしたけれども、これは本当に生命の問題。

今までに医療費がないがために、命を落とした人もあったであります。しかし、現在の段階でいえば、ぜひとも実行をしていただいて、医療費の無料化を中3まで進めていただいて、そういう不幸をなくす。あるいは全体の幸せのために、行政に一肌も二肌も脱いでいただきたいというふうに思います。

以上です。

No.128 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第2号に係る委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.129 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

以上で日程4を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

No.130 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程5、議員提出議案第6号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

榊原杏子議員、登壇にて説明を願います。

No.131 ○14番(榊原杏子議員)

それでは、議員提出議案第6号 豊明市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

この案を提出いたしますのは、政務調査費の使い方のルールに変更を加え、より透明性を高め、自己の責任のもとで使っていくために条例を改正する必要があるからであります。

初めに、条例改正案提出に至る経緯と理由についてご説明を申し上げます。

当市議会においては4年前の2006年、政務調査費を使って参加した研修会議を、多くの議員が抜け出していたことが発覚し、政務調査費が返還される異例の事態となりました。

た。

当時は会議を少し抜けただけという主張がなされていましたが、その後、改選を経て2007年、市民による公職選挙法違反での告発、数度にわたるマスコミ報道という流れの中で、やはり富良野のラベンダー園へ出かけていたということも明らかになり、再度、このことが市民の間で大きな話題となりました。

これを契機として、事件そのものもさることながら、政務調査費とその使い方について、私たちにも多くの質問や要望が寄せられました。

また当時は全国的にも、特に多額の政務調査費を持っている都道府県や政令市での政務調査費の不適切な使途や、不透明な扱われ方について注目をされていたところでしたので、相乗的に市民の関心が高まったものと思われまます。

こうした市民の声を受け、私たち市政改革の会では、政務調査費条例の改正すべき点を洗い出し、県内他市の条例の調査を行い、条例改正案を作成して、会派代表者会議にお示しをし、共同提出を呼びかけました。

ところが、政務調査費のあり方については、3年前に事件を受けてつくられた政治倫理確立特別委員会の調査項目に入っており、調査中であったため、そこで何らかの改正の方向が出せるかもしれないという他の会派のご意見も踏まえ、そのときの提出は見送ることといたしました。

その後、特別委員会では1年以上の審査を経て、2008年12月には報告が取りまとめられました。政務調査費の扱いについても議論をされましたが、提言や指摘の報告にとどまり、具体的な制度改正には至りませんでした。

委員会報告書では、議会基本条例の制定に取り組むことについても、前向きに触れられておりましたので、その中でまた、政務調査費の扱いについても取り上げられる期待を持って、条例制定への動きを呼びかけつつ見守ってまいりましたが、残念ながら今日までそういった動きは起こらず、今期もそろそろ終わりが見える時期になってまいりましたので、政務調査費については今期中にけじめが必要ではないかということで、この案の提出に踏み切りました。

提出に当たりましては、杉浦議員からも内容についてご賛同をいただき、賛成者として名を連ねていただきました。この場をおかりして感謝を申し上げます。

内容の説明に入ります。

改正部分は、細かい部分を含めるとたくさんありますが、ポイントとしては大きく4つの点になります。

1点目。現在、会派に対して人数分まとめて交付される形式になっているものを、議員個人への交付とします。

抜け出し問題では会派の主導ということも言われました。議員個人が考え責任を持って、この貴重な調査費を使用していくことが大切と考え、個人支給方式への変更を提案いたします。

なお、現在の方式では年度途中で会派の集合離散が生じた場合に、一度精算をして、新しい会派から残額を交付申請をするという手続をとっておりますが、個人方式とすれば、そのような煩わしさからも解放されることとなります。

2点目。視察、研修などに参加する際の旅費については、旅費条例を上限とする実費とし、日当は廃止をいたします。

現在は、市の旅費条例に基づき計算をされていますが、宿泊料は、どこに泊まっても一律で1万4,500円となっています。2万円の旅館に泊まっても、7,000円のビジネスホテルでも、1万4,500円であります。その範囲で食事代を賄ったりもしていますが、わかりにくいとの批判があります。

宿泊費と食事代の領収書をそろえて実費精算をすれば済むことでありますので、そのように改めます。

日当は現在1,500円と縮小をされてきてはいますが、日当自体が時代錯誤であるとの声が多く、廃止をいたします。

なお、誤解されがちなのでつけ加えておきますが、旅費を実費とすることで議員が損をしたり、過度な節約を強いられるようなことにはなりません。従来と比べて、例えば5,000円浮いた場合は、その分の政務調査費を次の視察なり、資料の購入なり、ほかのことに使用できますから、より有効な使い方が可能になるという意味でも、この改正の意義を感じております。

3点目。年度途中での返還についての項目をつけ加えました。

現在の条例上では、年度途中での返還が想定されておらず、これをルール化する必要を感じますので、改正をいたします。目的外に使用した場合には返還をするということになります。

4点目。透明性を高めるための改正であります。

具体的には収支報告書には領収書を添付すること、視察報告書の提出義務づけ、収支報告書について市民が閲覧できるようにすることを盛り込みました。

領収書、視察報告書に関しては、申し合わせに定められておりますが、さらなる透明性確保のため、これを条例の中に明文化いたします。

閲覧については、現在は情報公開請求の対象ですが、それより気軽に「見せて」と言われれば、すぐ見せるような姿勢が求められていると感じ、盛り込みました。

参考までに、他市においてはホームページで公開をしたり、ファイルにつづって置いておくなどの方法がとられております。

以上、4点のポイントを踏まえ、現在の条例に照らして必要な部分に改正を加えました。

なお、政務調査費の金額についても、会派で行った広聴会などで市民に問いかけたところ、愛知県や名古屋市のように月額50万円などという法外なものならともかく、豊明市は年間で15万円であるので、有効かつ、きちんと透明性を確保して使ってもらえればよいという意見が大半を占めておりました。

使わなかった分については、年度末に返還される仕組みでもありますので、金額の上限であるところの15万円については、今回改正を加えておりません。

改正部分の説明に入ります。

1枚めくっていただきまして、本文の上から3行目から14行目までの間、第1条から第4条までの改正は、いずれも会派への交付から議員個人への交付に切りかえることに伴う文言の改正であります。

第4条については、会派の構成が変わったときの調整について定めたものですので、個人への交付になれば、これが必要なくなりますので、削ります。

なお、この先についても、「会派」という文言を「議員」という言葉に改めるなど、付随する改正点が多くありますが、煩雑になりますので、その点についての説明は省かせていただきます。

また、条文の削除に伴う条の繰り上げにかかわる点についても説明を省きます。

上から15行目からその先10行、25行目までの第5条の改正であります。

旅費を実費とし、日当を廃止することを盛り込むため、現在は規則と申し合わせに定めてある使途基準と使途制限を、条例に持ってきたものであります。

最後のページになりますけれども、別表として上のほうに表が載っております。

使途基準の表を掲載し、その下の備考の中で、旅費について、旅費条例の範囲内で実費額とし、日当については支給しないという旨を記載してあります。

戻っていただきまして、同じく第5条の(1)から(7)というものが並んでおりますけれども、これについては使途制限、申し合わせにあるとおりで、実質内容の変更はありません。

下から3行目の第6条を削ることについては、これは会派に経理責任者を置くという規定でありますので、個人方式なら必要がないため削るものであります。

下から2行目から次のページの上から8行目までになりますけれども、第7条の改正は収支報告書の提出についてであります。

旧第1項と第2項をまとめたことによる文章の改編と、新たに第2項として、領収書の添付というのをうたっております。

その次の上から9行目から15行目までの第8条の改正は、政務調査費の返還についてであります。

第2項を追加いたしました。使途基準に反した使い方をした場合には、その金額を返還することを明記いたしました。

次の16行目から19行目になりますけれども、第9条となっているところの改正は、収支報告書の保存の条文に閲覧をつけ加えるものであります。

新たに第2項を起こし、閲覧を請求することができる旨を盛り込んであります。

その次の20行目から下から5行目までの間のところは、新しい第8条として視察報告書の提出についての条文をつけ加えてあります。

視察や研修会参加の際は、あらかじめ届け出をすること。そして、終わったら 30 日以内に報告書を提出することという内容で、現在申し合わせにあるものと同じ文言であります。

その次の別表については、先ほど第5条のところでご説明をしたとおりであります。

現在、規則と申し合わせにあります表を掲載してあります。

表の枠内について変更はありません。

附則といたしまして、来年度の当初であります4月1日から施行ということでありましてけれども、申し合わせにより改選期には4月分の交付申請を行わないこととなっておりますので、実質的には改選後から適用ということになろうかと思っております。

経過措置3のところにあります第7条の第2項の規定については、収支報告書の閲覧の部分でありますので、これまで、条例改正前に提出された報告書に関しても、市民に閲覧をしていただけるようにするために設けた経過措置であります。

内容の説明については以上になります。

我々議員が貴重な税金である政務調査費を使用して調査研究等をさせていただくに当たり、市民から疑念を持たれない使い方をしていくことは当然であります。

特に、残念ながら問題のある使い方が発覚し、多くの市民のご批判をいただき、正常化を求められた本市議会でありますから、より一層の改善努力を示していくことが必要ではないでしょうか。

さらに申し述べるならば、けさ議員定数の削減について、全く審議のないまま継続としてしまった。その棚上げにしたことで多くの皆様が失望をされ、またもや議会に対して厳しい目を向けられていることは、よくご自覚いただいているものと思っております。

政務調査費の使い方のルールと責任の所在を明確にして、さらなる透明化を図るための今回の改正でありますので、多くの皆様のご賛同をいただきますようお願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。

No.132 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.133 ○議長(矢野清實議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は議員提出議案でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.134 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

平野敬祐議員。

No.135 ○10番(平野敬祐議員)

条例の一部を改正する条例ということでございます。

政務調査費の関係で、政治倫理の関係の特別委員会云々というお話も先ほどございました。

認識といたしましては、条例の瑕疵、条例の不備というふうに、まあ私どもの会派としてとらえておりません。

また、私どもの会派におきましては行政視察を中心に、この政務調査費を使用させていただいておりますけれども、複数で、我々は14人いますけれども、大体今は半数ずつで行政視察に大半の部分を使わせていただいているというふうな状況でございます。現状の条例で、特に改正とか、そういった議論はございませんので、本条例に対しては可決すべきものではないという立場で討論をさせていただきます。

以上で終わります。

No.136 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

松山廣見議員。

No.137 ○13番(松山廣見議員)

政務調査費に関する条例の一部を改正する条例について、公明党市議団を代表して反対討論をいたします。

政務調査費については話題になっているところであり、議員個人に直接支給することは、はなはだ誤解を招きかねないので、従来どおりの方法で何ら問題はないものと考え、また活用方法についてはもっと議論をすべきと考え、公明党市議団としては、この案には賛成できかねます。

以上で反対討論を終わります。

No.138 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.139 ○15番(山盛左千江議員)

賛成の立場で討論をいたします。

榊原議員が壇上で説明されましたとおり、この政務調査費の条例改正を提案するには、過去にいろいろな苦い経験がございました。

そのことを今さら申し上げることもなく、議員各位は胸に強く受けとめていらっしゃると思います。

ですので、この改正のよい点を皆様にもう一度お伝えしたく、討論をしたいと思います。

まず、改正のメリットといたしましては、1人15万円ですが、全く無駄なく使えるようになるということです。

今ですと、例えば食事を節約して宿泊は7,000円、コンビニでお弁当を食べたとすると、1万4,500円の旅費の中から、使ったものは例えば7,000～8,000円であったとしても、その残りは議員のポケットに入ってしまう。それしか仕方がないわけです。

それを領収書をきちっと出すことによって、その残りのお金はさらなる活動費に使える。そして、それは何に使ったということが、はっきりと領収書を添付することによって、市民に明らかにすることができると、そういった大きなメリットがあるというふうに感じております。

私たちは、これまでも旅費、1万4,500円の宿泊の部分ですが、返還を受けたことが何度もあります。それは政務調査費に限らず、行政視察においても、どの議員も経験したことであります。

これについてはいろんなところで問題となっておりました。事務局の努力によって残金が出るわけですがけれども、それをもらわないと寄附行為として問題になる。もらってしまうには心が痛むと、そういったことを繰り返されてきたわけですから、この使っただけ、実費精算というふうにしていけば、そういったこともなく、明らかに使ったものが、きちんと市民に説明責任ができる。まして、無駄なく使うことができるという二重のメリットがあるというふうに感じております。

また、こういう運営をしているところは近隣市町にもあります。日進市については、随分前から実費精算をしておりましたので、これについては何ら問題はないというふうに感じております。

改正のメリットの2つ目です。会派の会計が人数分、15万円掛ける人数分を管理するわけですがけれども、そうすると個人的に買いたい本があったり、行きたいところがあったときに、会派の一応合意をとって視察、あるいは本の購入等をしなくてはならないと。

そうすると、ある人はたくさん使った、ある人は使わないと、こういった不公平も発生せざるを得ないので、皆さん同じように使っていらっしゃるのではないかなというふうに私は感じているわけですがけれども、個人支給になれば、視察に行きたいときに、会派の中のメンバーでも構いません、会派以外の人でも構いません。行きたい人と行きたいところに行き

たいように、あるいは買いたい本は自由に買えると、そういったような感じで自由度が増すことは間違いありませんので、これも議員にとって大きなメリットだというふうに感じております。

それからもう一つ、メリットの3つ目です。透明性が高まっていく、信頼回復につながるという部分であります。

交通費は別ですが、すべての領収書をとることになりますので、多少面倒は発生いたしますけれども、ここは当然の部分であり、会社を運営されていらっしゃる方も、家計簿をつけていらっしゃる主婦の皆さんも、主婦とは限りませんが、家計を預かっている人も、そういうふうに領収書をとって、会計を管理しているわけですから、議員が15万円の領収書や会計の処理ができないということでもないと思いますので、その面倒くさは横に置いて、透明性と信頼回復につながるような改正は、とても意味があることだというふうに感じております。

1円から領収書を取って、これからはより市民に説明責任を果たしていく。そして、この15万円をより有効に使っていく。こういった点では大変重要な意味のある改正だというふうに、皆さんに理解していただきたいと思います。

ただいまの他の議員の討論の中で、必要性を感じていないというようなご意見がありましたけれども、自分が今不自由しているか、不自由していないかということではなくて、よりよいものに変えていく。次期改選後から、この条例は運用されるわけですから、次の人たちがより使いやすいようにというふうに、先輩議員が、現職が工夫をしていくということは、とても意味のあることだというふうに感じております。

今期の議員のこの最後の責任として、政務調査費の条例改正には、ぜひ皆様の賛成をいただいて実施にこぎつけたいと、そのように感じておりますので、賛成をよろしく願いたします。

以上です。

No.140 ○議長(矢野清實議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.141 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議員提出議案第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.142 ○議長(矢野清實議員)

賛成少数であります。よって、議員提出議案第6号は否決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、意見書案第7号から意見書案第10号までの4件を一括議題といたします。

初めに、意見書案第7号及び意見書案第8号の2件について提出者より提案理由の説明を求めます。

平野敬祐議員、登壇にてお願いいたします。

No.143 ○10番(平野敬祐議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第7号及び第8号の2件について提案説明を行います。

それぞれ朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、意見書案第7号を朗読いたします。

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書。

菅総理大臣は、「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」と表明し、さらに11月9日には、関係国との協議開始を柱とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定された。

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しており、また、物品貿易だけでなくサービス貿易、政府調達、競争、知的財産や人の移動等を含む包括的な交渉が行われることとなる。

このため、十分な準備のないまま、拙速にこの交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、国内の農業生産額や食料自給率及び農業・農村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、情報、金融、郵政等の幅広い分野、さらには雇用への深刻な影響も懸念される。

仮に、農業分野において戸別所得補償で農家所得を補償するとしても、輸入の急激な増大により国内生産が減少するなど、農業が壊滅的な状況に陥るだけでなく、関連産業を含めた雇用環境が極度に悪化し、地域経済に深刻な打撃を与えることは明白である。

よって、本市議会は国に対し、わが国の農業振興や食料安全保障をはじめ経済全体に与える影響を十分考慮し対応するよう、次の事項について強く要望する。

記

1 TPPについては、国民合意が取れるまで時間をかけて検討し、拙速に参加しないこと。

2 国際貿易交渉に当たっては、各分野において適切な国内対策を先行的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

提出 内閣総理大
先 臣
外務大臣
農林水産大
臣
経済産業大
臣
総務大臣
国家戦略担 殿
当大臣

愛知県豊明市議会議長 矢野清實

続いて、意見書案第8号を朗読いたします。

地方経済の活性化策を求める意見書。

地方の経済・雇用は依然として極めて厳しい環境におかれ、地域間格差もますます拡大している。いま必要なことは何よりも地域で仕事を生み出すことであり、その上で雇用の維持・創出や失業者支援の抜本的強化などを強力に推し進め、地方経済の活性化を図らねばならない。

しかし、今国会に提出された補正予算(案)は、こうした地方の厳しい状況を認識しているとは到底思えず、国民生活を守ろうとの責任感や緊張感がまったく感じられない。自治体が思い切った対策を打てるように国は大胆に支援すべきである。

地方では、真に必要な公共事業の推進や農商工連携の拡充、観光振興の拡充など、地域の実情に応じた経済対策が求められており、特に学校や公共施設の老朽化・耐震化対策や、橋梁や上下水道など社会資本ストックの改修等は住民生活を守る上でも、今後さらに進めていく必要がある。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を含め、地域に即した事業支援による地方経済の活性化策を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 「地域活性化交付金」の拡充を含め、自治体に対する予算を大幅に拡充すること。
- 2 厳しい雇用状況の中で自治体における雇用創出がより図られるよう、「重点分野雇用創造事業」の要件緩和など拡充策を講じること。
- 3 老朽化した学校施設等、社会資本の再生整備を推進するため、財政的支援(老朽施設 改造工事費の国庫負担対象の拡充など)を含めた対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

提出 内閣総理
先 大臣
文部科学
大臣
厚生労働
大臣
経済産業
大臣
国土交通
大臣
総務大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 矢野清實

以上、意見書案につきましては、議員全員の賛同をお願いいたしまして、説明を終わります。

No.144 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

続いて、意見書案第9号について提出者より提案理由の求めます。

平野龍司議員、登壇にて説明を願います。

No.145 ○7番(平野龍司議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第9号について提案説明を行います。

朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書。

政府は平成22年度予算から導入した子ども手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきたが、平成22年度予算では「暫定措置」として地方負担約6,100億円が盛り込まれた。

本来、全額国庫負担が原則だった子ども手当について、原口一博前総務大臣は国会答弁等で、地方負担を平成23年度以降は継続しないことを明確にしていたにもかかわらず、現政権は来年度以降も地方負担を求めることに前向きな考えを示している。

子育て支援は、地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる分野を地方が担当すべきであり、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきである。こうした内容について、地方との十分な協議もないままに、来年度予算でも地方負担を継続されることに反対する。

よって、本市議会は国に対し、子ども手当の財源を地方自治体に負担させることなく、全

額国庫負担で行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 17 日

提出
先 内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策) 殿

愛知県豊明市議会議長 矢野清實

以上、意見書案につきましては議員全員の賛同をお願いして説明を終わります。

No.146 ○議長(矢野清實議員)

ご苦勞さまでした。

続いて、意見書案第 10 号について提出者より提案理由の説明を求めます。

伊藤 清議員、登壇にて説明を願います。

No.147 ○16番(伊藤 清議員)

議長のご指名をいただきましたので、意見書案第 10 号について提案説明をさせていただきます。

以下、意見書案の朗読をもって提案説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

地方議会議員年金制度見直しに伴う一方的な地方負担に反対する意見書。

昭和 36 年に発足した地方議会議員年金制度は、平成 14 年度及び平成 18 年度の 2 度にわたり自助努力の限界ともいえる大幅な掛金の引上げと給付の引下げを行い財政の健全化を図ってきた。しかし、国の責任において措置すべき合併特例法の規定に基づく激減緩和措置が不十分で、平成の市町村合併による会員数の減少と年金受給者の増加による影響は大きく、平成 23 年度には地方議会議員年金制度の財政が破綻する状況である。

早急な制度廃止は当然であるが、平成 22 年 12 月 3 日発表の国の対応方針は法律により長年にわたり強制的に高額な掛金を払い続けてきた地方議員及び地方公共団体の立場を斟酌せず国の一方的な考え方であり、到底、受け入れることはできない。

よって、本市議会は国に対し、下記の措置を講ずることを強く求める。

記

地方議会議員年金制度廃止に伴う債務の支払いに必要な財源を一方的に地方公共団体に押し付けるのではなく、国において全額を負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

提出 内閣総理

先 大臣

総務大臣

財務大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 矢野清實

以上であります。

全議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

No.148 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第7号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.149 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.150 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第8号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.151 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.152 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第9号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.153 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.154 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第10号について討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.155 ○15番(山盛左千江議員)

地方議会議員年金制度見直しに伴う一方的な地方負担に反対する意見書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

議員年金に関する意見書については、豊明市議会では2回目の提出となります。

21年の提出のときには、年金制度を廃止するのやら、存続してほしいのやら、両論が書かれた意見書でありまして、理解できない部分もあったのですが、今回は早急な制度廃止は当然であると、はっきり明記されたことについては、前進と評価しております。

国に対して今後の年金の支給について地方自治体に押しつけるのではなく、全額国で負担することというふうに短く書かれてはおりますけれども、特別委員会の中では現職議員が、天引きによって掛金を今まで払っておりましたが、制度廃止後、その8割給付の妥当性についても議論をしてみいました。

さらに、退職議員の支給率を下げてはどうか。また、上限につきましても高過ぎるのではないかという、さまざまな議論をしてみいました。

ですので、私たちにしてみれば、これ一言ではなく、さまざまな点について国に申し上げていきたいところではありますが、このいきなりの地方自治体負担という大きな課題に対して、まず絞って意見書を出すということを、ここに説明を加えておきたいと思います。

私たちの今まで掛けてきた年金については、いろいろな問題がありますけれども、とにか

く国であろうと、地方自治体であろうと、税金が使われることには違いがないわけですから、割合についても今後十分な議論がされ、市民の、あるいは国民の理解が得られる制度へと変わっていきますことを、心より願っている次第です。

以上です。

No.156 ○議長(矢野清實議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第 10 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.157 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第 10 号は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

午後2時51分休憩

午後3時4分再開

No.158 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、お手元に配付されておりますとおり、選任第3号についてご協議をいただいておりますので、その結果を報告願います。

杉浦光男議会運営副委員長。

No.159 ○議会運営副委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催されました議会運営委員会の結果をご報告いたします。

本日、石橋敏明委員長より提出されておりました議会運営委員会委員の辞任願が議長において許可されました。したがって、現在、委員長が欠員ですので、私が委員長の職務を代行し、ご報告いたします。

現在、議会運営委員1名が欠員となりましたので、お手元に配付されております選任第3号により、先決事項として直ちに補欠委員の選任を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.160 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

ただいま議会運営副委員長より報告のありましたとおり、石橋敏明議員より議会運営委員会の委員の辞任願が提出されましたので、豊明市議会委員会条例第13号の規定により、これを許可いたしました。

よって、現在、議会運営委員会の委員が1名欠員となっておりますので、その補欠委員の選任についてをお諮りいたします。

お手元に配付いたしました選任第3号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.161 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、選任第3号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長より説明させます。

佐藤議会事務局長。

No.162 ○議会事務局長(佐藤政光君)

選任第3号 議会運営委員会の補欠委員の選任についてご説明申し上げます。

豊明市議会委員会条例第13条の規定により、議会運営委員の辞任が許可され、現在1名が欠員となっておりますので、同条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するものでございます。

以上です。

No.163 ○議長(矢野清實議員)

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会運営委員会の補欠委員には、豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、17番 月岡修一議員を指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.164 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の補欠委員には、17番 月岡修一議員を選任することに決しました。

ただいま選任されました月岡修一議員の議会運営委員会の任期は、豊明市議会委員会条例第3条の規定を準用し、前任者の残任期間といたします。

ここで、ただいま不在となっております議会運営委員長を互選するために、暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時28分再開

No.165 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には、月岡修一議員が互選されました。

ただいま互選されました委員長さんにはご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.166 ○市長(相羽英勝君)

平成 22 年第4回の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案をさせていただきました議案の中で、議案第 72 号につきましては、継続審査をしていただくと、こういうことになりましたけれども、それ以外のすべての議案については慎重審議の上、承認あるいは可決をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、議案審議を通じまして、たくさんのご意見だとかご提言をいただきました。今後、市政運営の中で参考にさせていただきたいと思っております。

そんな中でも、市政クラブの月岡議員からいただきました職員の採用、教育、業績評価に関するご提言につきましては、私も共鳴するところが大きいです。今後、改善に向けた取り組みをしてみたいと考えております。

さて、今年の景気は年初から、暮らしあるいはデフレ、円高、雇用不安、株安等の影響が年間を通しまして定着をし、前年に引き続き大変厳しい年となりました。市民の皆様方におかれましては、大変ご苦労の多い年となりました。

そんな中、本市でも桶狭間の合戦から記念すべき 450 年を迎えることができました。地元の皆さんを始め、商工会、各種団体が、この機会に地域の活性化に向けまして、趣向を凝らしたイベントを開催していただき、地域の活性化に向け大きなインパクトを与えてくれました。

中でも、豊明市のご当地ソングとして、『のぶなが総踊り「いくぞ桶狭間」』を制作をしていただきました。この古戦場まつりで総踊りをしていただいたのを始め、市内の夏まつり、あるいは豊明まつりで市民の皆さんが、こぞってこの総踊りを楽しむことができました。今後とも新たな市民のよりどころとして、大きくこれが育っていくことを願っているところであります。

さて、今年も残りは2週間となりました。これからは慌ただしい年の瀬を迎えます。寒さも一段と厳しくなっております。どうぞ皆さん方におかれましては、ご自愛の上、お元気で

新しい平成 23 年をお迎えになるよう心から祈念を申し上げて、簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

No.167 ○議長(矢野清實議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

本年最後の定例会を閉会するに当たりまして、議員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。

また、迎えます平成 23 年が本市にとっても、よりよい年になりますように、あわせて皆様方のご多幸をご祈念申し上げまして、平成 22 年豊明市議会第4回定例会を閉会といたします。

午後3時33分閉会